

第 4 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書  
第 4 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(佐賀西部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 5 年 4 月	1 日
至	平成 3 0 年 3 月	3 1 日

(平成 2 7 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局



# 第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(佐賀西部森林計画区)

(第 1 次変更計画)

計画期間

自	平成 2 5 年 4 月	1 日
至	平成 3 0 年 3 月	3 1 日

(平成 2 7 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局



## 地域管理経営計画の変更について

### [変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐の推進並びに路網整備を促進し、効率的な作業システムを構築するため、林道の開設計画を変更することとし、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律第246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成25年3月策定、計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量 ②更新総量 ③保育総量 ④林道の開設及び改良の総量」を上記理由により変更する。



## 目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項 .....	1
(4) 主要事業の実施に関する事項 .....	1
① 伐採総量 .....	1
② 更新総量 .....	1
③ 保育総量 .....	1
④ 林道の開設及び改良の総量 .....	1





1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本計画	<u>75,000</u>	<u>80,500</u> (777)	<u>155,500</u>
前計画	32,500	86,000 (815)	118,500

注：( ) は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本計画	<u>267</u>	—	<u>267</u>
前計画	58	—	58

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本計画	<u>256</u>	<u>28</u>	<u>39</u>	—	—
前計画	95	6	58	—	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	<u>11</u>	<u>23,600</u>	11	11,626



# 第4次国有林野施業実施計画書

(佐賀西部森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成25年4月	1日
至	平成30年3月	31日

(平成27年3月変更)

九州森林管理局



## 国有林野施業実施計画の変更について

### [変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐の推進並びに路網整備を促進し、効率的な作業システムを構築するため、林道の開設計画を変更することとし、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成23年3月策定、計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等、(4) 伐採総量、(5) 更新総量、(6) 保育総量」を上記理由により変更する。
- (2) 「3 林道の整備に関する事項」を上記理由により計画量増のため変更する。



## 目 次

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
(4) 伐採総量	2
(5) 更新総量	3
(6) 保育総量	3
3 林道の整備に関する事項	4





2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	426.92	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	575.19	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	1,377.60	同上	80～120
	アカマツ長伐期	6.74	同上	80
	ケヤキ長伐期	—	同上	150
	その他人工林	5.07	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	104.79	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	60.49	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	128.20	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	79.92	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	39.39	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外	—			
合計	2,804.31			

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

## (4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	<u>2,471</u>	4,574 (48)	<u>7,045</u>				
自然維持タイプ	—	— (—)	—				
森林空間利用タイプ	—	1,569 (20)	1,569				
快適環境形成タイプ	—	— (—)	—				
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	<u>39,107</u>	—	<u>39,107</u>			
	スギ長伐期	<u>5,965</u>	<u>27,334</u>	<u>33,299</u>			
	ヒノキ長伐期	<u>13,058</u>	<u>46,387</u>	<u>59,445</u>			
	保護樹帯	—	168	168			
	スギ・ヒノキ複層林	8,490	—	8,490			
	計	<u>66,620</u>	<u>73,889</u> (709)	<u>140,509</u>			
合 計	<u>69,091</u>	<u>80,032</u> (777)	<u>149,123</u>	<u>6,377</u>	<u>155,500</u>	—	<u>155,500</u>
年 平 均	<u>16,438</u>	<u>16,551</u> (160)	<u>32,989</u>	<u>1,311</u>	<u>34,300</u>	—	<u>34,300</u>

注1：( )は、間伐面積である。

2：年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m3)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
唐津市	<u>27,154</u>	<u>53,290</u>	<u>80,444</u>	/	/	/	/
伊万里市	<u>40,984</u>	<u>20,551</u>	<u>61,535</u>				
有田町	953	6,191	7,144				

(5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人工 造林	単層林 造 成	—	—	—	—	<u>78.28</u>	<u>78.28</u>
	複層林 造 成	<u>18.26</u>	—	—	—	<u>169.97</u>	<u>188.23</u>
	計	<u>18.26</u>	—	—	—	<u>248.25</u>	<u>266.51</u>
天然 更新	天然下種 第1類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第2類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計		<u>18.26</u>	—	—	—	<u>248.25</u>	<u>266.51</u>

(6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下刈	<u>23.23</u>	—	—	—	<u>232.28</u>	<u>255.51</u>
	つる切	<u>4.19</u>	—	—	—	<u>24.13</u>	<u>28.32</u>
	除伐	—	—	<u>0.69</u>	—	<u>37.97</u>	<u>38.66</u>
	枝打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	<u>27.42</u>	—	<u>0.69</u>	—	<u>294.38</u>	<u>322.49</u>

3 林道の整備に関する事項

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	開設	屋敷林道	111、115、116	2,000	
		倉谷林道	112、113	2,000	
その他	開設	広川林道106林道	106、108	2,400	
		蛇古場林道	1034	2,000	
		本谷1004林道	1004	2,500	
		ネゴロ林道	1032、1033	2,200	
		烏帽子1026林道	1026	1,600	
		烏帽子1028林道	1028	2,000	
		日南郷1035林道	1035	1,100	
		日南郷1036林道	1034、1036	1,600	
		<u>滝山119林道</u>	<u>119、120、121</u>	<u>4,200</u>	
基幹	改良	山瀬林道	108、110	1,600	舗装
		荒川林道	121	1,200	舗装
		屋敷林道	111	1,000	舗装
その他	改良	荒川林道	121	10	橋梁
		荒平林道	105	16	橋梁
		烏帽子林道	1028～1033	2,000	舗装
		ネゴロ林道	1032、1033	1,800	舗装
		烏帽子林道1025支線	1025	2,000	舗装
		日南郷林道	1036、1037	2,000	舗装
計	開設			<u>23,600</u>	<u>11路線</u>
	改良			11,626	11箇所